



市農業委員会」と、様式第26号及び様式第27号中「(西東京市長)」とあるのは「西東京市農業委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(西東京市農業委員会が保管等する個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 西東京市農業委員会が保管等する個人情報の保護に関する規程(平成17年西東京市農業委員会訓令第1号)は、廃止する。

(準備行為)

3 委員会は、この規程の施行の前においても、個人情報の取扱いに係る手続等の事務の実施に必要な準備行為を行うことができる。

《現行》

○西東京市農業委員会が保管等する個人情報の保護に関する規程

平成17年 9月20日農委訓令第1号

西東京市農業委員会が保管等する個人情報の保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号）第34条の規定により、西東京市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が保管等をする個人情報の保護に関して、必要な事項を定めるものとする。

(開示等の手続、方法等)

第2条 農業委員会が保管等をする個人情報の開示等の手続、方法等は、西東京市個人情報保護条例施行規則（平成13年西東京市規則第17号）第2条から第16条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは、「農業委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年 9月20日から施行する。